【規程番号　神女大Ｖ－035】

神戸女子大学研究生規程

（研究生）

第１条　本学において、特定の事項に関し、研究をしようとする者を研究生という。

（出願資格）

第２条　本学の研究生を志願する者（以下「研究生志願者」という。）は学士の学位を有する女子またはこれと同等以上の学力を有すると認められる女子とする。

外国人研究生については別に定める。

（出願期間）

第３条　研究生志願者は、前期の所定の期日までに出願すること。

（出願書類）

第４条　研究生志願者は、次の各号に掲げる書類を提出する。

(1) 願書（所定のもの）

(2) 履歴書および３ヶ月以内に撮影した写真１枚

(3) 所属長の研究志望承認書（在職者のみ）

(4) 最終学歴の卒業証明書・成績証明書

(5) 健康診断書（病院・保健所・診療所又はこれに準ずる医療機関の医師が出願３ヶ月以内に作成したもの）

(6) 住民票記載事項証明書

（研究期間）

第５条　研究期間は１年とする。ただし、第３条の手続きを経て、さらに１年の延長を許可することができる。

（選　考）

第６条　研究生は各学科で選考の上、部局長等会議の意見を聴き学長が許可する。ただし、学長は、許可に当たり教授会の意見を聴くことができる。

（研究証明書）

第７条　研究生として１年以上在学した者には、願い出により研究証明書を与える。

（懲　戒）

第８条　研究生の懲戒については、本学学則第 57 条の規定を準用する。

（検定料及び入学金等）

第９条　研究生志願者は、出願時に検定料 10,000 円を納入する。

２　研究生を許可された者は、所定の期日までに入学金 50,000 円を添えて入学手続きを行う。授業料は前・後期に分けて、所定に期日までに各期 150,000 円を納付する。ただし、行吉学園（附属高倉台幼稚園を除く）の卒業生にあっては、入学金 25,000 円、授業料は半期 75,000 円とする。納付した検定料、入学金及び授業料は、原則として返還しない。学期途中での休学・退学については神戸女子大学学則に準じる。

また、実験・実習費を徴収することがある。またさらに 1 年の研究生の延長を志願する者は、所定の期日までに検定料 10,000 円と第 4 条 2 号・5 号を除く各号の書類を提出する。

（補　則）

第10条　この規程の改廃は、部局長等会議の意見を聴き学長が行う。ただし、学長は、改廃に当たり教授会の意見を聴くことができる。

附　則

この規程は、平成 14 年 9 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。